

8 千葉市建設用びょう打ち銃用空包譲受消費許可申請等要領

(目的)

第1条 千葉市内における建設用びょう打ち銃用空包の譲受及び消費許可申請については、法令に特別の定めのあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(申請者の制限)

第2条 建設用びょう打ち銃用空包の譲受及び消費の許可申請者は次の各号のとおりとする。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条で規定される建設用びょう打ち銃の所持許可を有する者を使用人としている経営者又は法人の代表者若しくは出張所長
- (2) その他のものにあつては建設用びょう打ち銃の所持許可を有するもの

(申請書類)

第3条 火薬類譲受許可申請書(省令様式第10)及び火薬類消費許可申請書(省令様式第29)には次の各号の書類を添付すること。

- (1) 別記様式第1の火薬類消費計画書(第5条の規定による許可申請の場合を除く。)
- (2) 別記様式第2の取扱計画書(第5条の規定による許可申請の場合に限る。)

(申請書の提出先)

第4条 譲受許可申請書の提出先は、消費地を管轄する機関等ごとに申請すること。この場合において、消費地が千葉市内の場合は、千葉市消防局予防部指導課(以下「指導課」という。)とする。

- 2 消費許可申請書の提出先は、指導課とする。
- 3 消費地が特定されている場合には、省令第90条の2の規定に基づき、譲受許可と消費許可を併せて申請することができる。なお、本申請を行う場合は、省令第90条の2に定める様式第50を用いること。

(無許可消費者の申請方法)

第5条 火薬の消費量が省令第49条に規定される無許可消費数量に該当する者が、譲受許可申請をする場合には、次のとおりとする。

- (1) 申請数量が3,000個以下であること。ただし、1年以内に保安講

習を受講した者にあつては、申請数量が10,000個以下であること。

(2) 譲受消費期間が1年以内であること。

(保安管理)

第6条 空包の貯蔵は次の各号に定めるところによる。

(1) 省令第15条表(8)に規定する数量以下の空包を貯蔵する場合は、施錠できる容器に収納し火災及び盗難の防止に留意すること。

(2) 前号に規定する数量を超える空包を貯蔵する場合は、市規則第6条の規定による火薬庫外火薬類貯蔵所指示申請を行い市長の指示を受け貯蔵すること。

(消費)

第7条 消費に際しては、次の各号の規定を守らなければならない。

(1) 消費場所の附近に多数の人が集合又は通行している場合は、消費を中止すること。

(2) 消費場所には消費に関係ないものが立ち入らないよう措置をとること。

(3) その他危害予防に十分留意すること。

(帳簿)

第8条 消費者が帳簿に記載すべき事項は、購入及び消費した火薬類の種類及び数量並びに消費年月日、場所とする。

(許可証の返納)

第9条 許可証は、有効期間を満了したとき又は工事の早期終了等により目的を失ったときは、速やかに返納しなければならない。

別記様式第1

火薬類消費計画書

1 建設用びょう打銃所持許可証

公安委員会	許可番号	交付年月日	銃型式番号	氏名

2 火薬類取扱従事者

住所	氏名	年齢	経験

3 消費の方法

4 消費場所案内図

別記様式第2

取 扱 計 画 書

建設用びょう打ち銃用空包の取扱については、次のとおり実施します。

- 1 同一の消費地における消費量は、1日につき200個（ただし、その原料をなす火薬又は爆薬0.4グラム以下のものにあつては、400個）以下とする。
- 2 空包の貯蔵については、施錠できる容器に収納し、火災及び盗難防止に留意するとともに2,000個（ただしその原料をなす火薬又は爆薬0.4グラム以下のものにあつては2個を1個と換算する。）以下を貯蔵する。
- 3 申請区域内で消費する。
- 4 帳簿を備え、購入又は消費の都度年月日数量を記載し、空包の出納を明確にする。
- 5 譲受許可証の期間満了若しくは工事終了等により空包に残量がある場合は、すみやかに譲渡許可を受け火薬商に返品する。
- 6 消費に際して、消費場所の附近に多数の人が集合又は通行している場合は、消費を中止するほか消費場所には関係者以外の立入を禁止する。
- 7 その他火薬類取締法令に違反しないよう注意し危害予防にも誠意をもってあたる。
- 8 建設びょう打ち銃所持許可証

公安委員会	許可番号	交付年月日	銃型式番号	氏名

- 9 火薬類取扱従事者

住 所	氏 名	年 齢	経 験